

福岡県公報

平成十八年二月十五日
第二千四百九十六号
増刊 ①

目次

規 則 (第七号)

○福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(企画課) ……………

規 則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月十五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第七号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成十五年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一〇の項中「指定痴呆対応型共同生活介護」を「指定認知症対応型共同生活介護」に、「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改め、同表一四の項中「老人性痴呆疾患療養病棟入院料」を「老人性認知症疾患療養病棟入院料」に改め、同表二一の項中「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成八年五月十日児発第四百九十六号厚生省児童家庭局長通知)を「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成十五年十一月十日障発第一一〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に改める。

別表第二の二の項中「児童相談所運営指針について」(平成二年三月五日児発第三百三十三号厚生省児童家庭局長通知)を「児童相談所運営指針について」(平成十七

年二月十四日雇発第〇二一四〇〇三号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に、「心理判定員」を「児童心理司」に改め、同表九の項中「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成五年三月三十一日社援更第百七号厚生省社会・援護局長通知)を「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成十五年三月二十五日障発第〇三二五〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に改め、同表二一の項中「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和三十五年六月十七日社発第三百八十号厚生省社会局長通知)を「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成十五年三月二十五日障発第〇三二五〇〇二号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知)に改め、同表二九の項エ中「隣保館の設置及び運営について」(平成九年九月九日厚生省発社援第百九十八号)を「隣保館の設置及び運営について」(平成十四年八月二十九日厚生労働省発社援第〇八二九〇〇二号厚生労働事務次官通知)に改め、同項オ中「地域福祉推進事業の実施について」(平成十三年八月十日社援第千三百九十一号)を「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成十七年三月三十一日社援発第〇三三一〇二二号厚生労働省社会・援護局長通知)に改め、同項キ中「障害児通園(デイサービス)事業について」(平成十年八月十一日障発第四百七十六号)に基づく障害児通園(デイサービス)事業を「児童福祉法第六条の二第八項に規定する児童デイサービス事業」に、「相談員」を「職員」に改め、同項ケ中「心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)に規定する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」に改め、同項ソを削り、同項タ中「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成七年四月三日雇発第三百七十四号厚生省児童局長通知)に基づくショートステイ事業又はトワイライトステイ事業を「子育て短期支援事業の実施について」(平成十五年六月十八日雇発第〇六一八〇〇四号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく短期入所生活援助(ショートステイ)事業又は夜間養護等(トワイライト)事業に改め、同タを同項ソとし、同項チ中「特別保育事業の実施について」(平成十二年三月二十九日児発第二四十七号)を「保育対策等促進事業の実施について」(平成十七年五月十一日雇発第〇五一〇〇〇一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に改め、同チを同項タとし、同項中ツからトまでをチからトまでとし、同項ニ中「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」(平成十年七月二十四日障発第四百三十四号)

」を「障害者自立支援・社会参加総合推進事業の実施について」（平成十六年十二月二十四日障発第一二二四〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に改め、同ニを同項ナとし、同項ヌからミまでをニからマまでとし、同項ム中「ミ」を「マ」に改め、同ムを同項ミとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
販売 株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）